

令和6年度  
大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業  
【公募要領】

1 趣旨

本県のうち佐伯市、竹田市、豊後大野市及び宮崎県のうち延岡市、高千穂町、日之影町にまたがる祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、複雑な地質地形に育まれた希少で多様な生物の宝庫であり、その裾野には、生物多様性に育まれた独自の文化が残るなど、自然と人との共生が維持されてきた地域です。

本事業では、大学等の研究機関が祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの自然を含む地域資源の持続可能な形での活用に関する調査研究等を通じて、それらの価値を学術的に再構築し、あるいは高めていくための取組を実施するために必要な経費の一部を支援します。

2 応募資格及び補助対象者

補助対象者となる大学等の研究機関とは、次のいずれかに該当するもので、下記基準を満たすものとします。

- (1) 国立大学法人が運営する、大学及び短期大学並びに高等専門学校
- (2) 公立大学法人が運営する、大学及び短期大学
- (3) 学校法人が運営する、大学及び短期大学（いわゆる私立大学）

<基準>

- ① 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- ② 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 募集する事業

大学等の研究機関が、大分県側の祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク内（佐伯市宇目、豊後大野市全域、竹田市（阿蘇くじゅう国立公園エリアを除く））で実施する調査研究等で、次のいずれかに該当する取組を募集します。

- (1) 生物多様性の保全につながるもの
- (2) ESD（持続可能な開発のための教育）の推進につながるもの
- (3) エコツーリズムの推進につながるもの
- (4) 地域資源の活用と地域の持続的な発展に関する調査研究

### 4 補助率及び補助上限額等

補助率：2分の1以内

補助上限額：1件につき50万円

採択件数：予算の範囲内（3件程度）

補助対象経費：採択を受けた取組に係る次の経費

項目	補助対象経費の内訳
旅費・報償費	事業実施に必要な旅費、講師、ガイド等への報償費
消耗品費・ 資材購入費	看板等の作成経費や原材料及び副資材の購入に要する経費 ※消耗品費とは単体で取得価格が10万円未満のもの
印刷製本費	教材や資料等を印刷製本するための経費
修繕料	施設、設備、備品等の修繕に要する経費
役員費	事業実施に必要な点検、検査、損害保険加入、通信運搬、各種手数料、修景伐採等で役務の対価として支払う経費
委託料	設計、調査、測量等委託や看板等の設置委託費、修景伐採等の委託、自然体験プログラムの開発や実施、ツアー、調査研究にかかる旅行手配や教材作成、ウェブサイト作成、報告会開催等の委託に要する経費
使用料及び 賃借料	事業実施に必要な土地の借り上げ料、施設等の使用料、備品、機器リースに要する経費
備品購入費	取得価格が10万円以上の備品の購入に要する経費 (※提案に係る調査研究等に不可欠な備品の購入費以外は補助対象外です。なお、必要不可欠な備品であっても、補助対象期間後にも継続して使える備品、例えばパソコンやスマートフォン、汎用性の高いソフトウェア等の購入については補助対象外です。)
工事請負費	施設、設備等の新設、改修等工事費

## 5 応募に関する手続き

### (1) 応募期間

令和6年8月9日（金）から令和6年9月6日（金）17:00（必着）まで。

### (2) 応募様式

大分県庁ホームページからダウンロードしてください。

URL: <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13070/skobr-ukeireseibi.html>

### (3) 提出先及び提出方法

大分県生活環境部 自然保護推進室（E-mail: [a13070@pref.oita.lg.jp](mailto:a13070@pref.oita.lg.jp)）あて、メールで提出してください。

### (4) 応募資料

- ① 事業計画書（様式1）
- ② 誓約書（別紙）
- ③ 研究機関の概要及び担当研究員の専門等がわかる資料（任意様式）
- ④ その他、応募内容に関する説明資料等（任意様式）

### (5) 注意事項

認定申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担となります。

## 6 審査方法等

### (1) 審査方法

応募資料に基づく書類審査を行います。

### (2) 審査基準

審査項目	審査基準
応募資格	・応募資格を満たしていること。
事業目的	・公募の趣旨に合致した提案となっていること。
事業内容	・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの現状や課題を十分に把握していること。 ・事業箇所の選定理由が事業目的に照らし効果的であること。 ・当該地域における生物多様性の保全、ESDの推進、エコツーリズムの推進、自然を含む地域資源の持続可能な活用につながるものであること。 ・取組内容に先進性、モデル性が認められること。 ・地域に根ざした活動であること、又は地域の団体や個人から協力を得られる見込みがあること。 ・その他、民間企業や団体との協働など、事業内容を充実させるための工夫があることが望ましい。
事業効果	・事業効果の想定が具体的で実現可能性が見込まれること。
予算	・内容及び期待される効果等に照らし適切であること。

## 7 審査結果通知及びその後の動き

### (1) 結果通知

審査結果については、自然保護推進室から申請者あて通知するほか、県ホームページで公表します。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

### (2) 採択後の動き

採択された申請者は(別紙)大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱に則り補助金申請作業等を行っていただきます。

### (3) 採択の取消

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

ア 事業計画書等に虚偽の記載がある場合

イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

ウ その他、公募要領に違反した場合

## 8 全体スケジュール(予定)

応募期間：令和6年8月9日(金)～令和6年9月6日(金)17:00(必着)

審査結果通知：令和6年9月13日(金)まで(予定)

交付申請：別途指定する期日まで

実施期間：交付決定後～令和7年3月7日(金)

実績報告提出：令和7年3月7日(金)まで

## 9 その他

(1) 補助金は、原則として補助金額の確定後にお支払いしますが、一部を概算払によりお支払いすることができる場合があります。希望される場合は、交付決定後にご相談ください。

(2) 補法金交付申請書や実績報告書及びこれらに添付いただく見積書や領収書等の証拠書類については、補助事業完了の翌年後から起算して5年間保管していただきます。

(3) 補助事業により取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。

(4) 採択後は大分県補助金等交付規則、大分県祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入環境整備支援事業費補助金交付要綱等の規程に従っていただきます。

(5) 事業の実施にあたり、法令等に基づく許認可等が必要な場合は、申請者において適切に処理を行ってください。当該許認可の状況等により、事業実施期間内に事業が完了しない場合は、補助金をお支払いできない可能性があります。

## 10 お問い合わせ先

大分県生活環境部自然保護推進室 温泉・地域資源活用班

担当：小関、内藤

電話：097-506-3025、メール：a13070@pref.oita.lg.jp